

# 少子・高齢化社会での高齢者の働く権利を問い直す 郵政「65歳解雇裁判」にご理解とご支援を

## 本日第1回公判

★午後1時10分

★東京地裁  
620号法廷

定年制は終身雇用と年功賃金を前提として初めて合理性が認められる制度です。雇用期間に定めがあり、年功

賃金とも縁のない非正規社員に定年制を設けることはその前提を欠いており合理性があるとは言えません。少子・高齢化が急速に進む中で、高齢者の仕事と職場を確保していかなくては社会は維持できません。働く体力と意志のある高齢者の雇用を保障することは社会の要請です。年齢を理由に解雇するのは社会的責任を放棄するものです。

## 非正規社員の「定年制」は公序良俗に反して違法

雇用対策法は年齢を理由とした採用拒否を禁止しています。また、政府の雇用政策基本方針では「65歳を超えても働ける社会の実現」と「70歳まで働ける企業」の普及・促進を図る」としています。

65歳を超えたことを理由とする雇用の更新の禁止は、65歳を超えている人の採用（雇用の更新）を年齢を理由に一律に禁止するもので雇用対策法に反しています。さらに、国が100%株主である「国営企業」が政府の方針を真っ向から否定するようなことを行うのは許されません。

## 雇用対策法や政府の雇用政策基本方針に反する就業規則

日本郵政は、年齢が65歳を超えていることを理由に1万3000人を超える非正規社員を昨年9月末で雇い止め・解雇しました。就業規則で期間雇用社員の「定年」が65歳とされたためです。しかし、65歳を超えたと言っても元気で働いており、これからも働き続ける体力も意志もある人たちです。働かなくては生活できない人もいます。年齢だけを理由に解雇するのは納得できず、許されません！ 解雇された仲間達が就業規則の無効と解雇の取り消しを求め裁判に立ち上がりました。みなさんのご理解とご支援をお願いします。

**高齢者の切り捨てを許さず、非正規社員の「65歳定年」の無効を求めて闘います。**

郵政非正規社員の「定年制」無効裁判を支える会  
東京都千代田区外神田 6-15-14 外神田ストーク 502 号  
郵政共同センター内  
TEL:03-3837-5391 / FAX:03-3837-5392  
メール: postunion@pop21.odn.ne.jp

# 高齢者は部品ではない！ 私たちにも生活と働く権利がある

## 私たちの闘いにぜひ理解とぜひ支援をお願いします

採用時の面接で私が「ここはいつまで働けるのですか。」と聞いたところ当時の課長は「この職場は賃金（時給）は低い、6ヶ月毎の更新で身体の続く限り働いてください。」とのことでした。幸い健康なので10年位働きたいと思っておりました。大変良いところに入ったなと感じました。その頃の職場を見ると60歳代後半から70歳代のおばさんたちが大勢働いていました。私は会社の指示に従って6年4ヶ月ミスのないように業務をこなす一方、新人に対しては正社員以上にきめ細かく指導し、懸命に頑張ってきたつもりです。

私は法律の専門家ではありませんが、率直な気持としてアルバイト社員に年齢制限を設けて良いのでしょうか。65歳年齢制限の規定は終身雇用と年功賃金が前提の正規社員にのみ適用されるべきものであり、低賃金でほとんど昇給のない非正規社員に適用範囲を広げることには全く筋が通らないと思います。百歩譲っても、導入してから入社した人から適用

すべきです。

4月に9月までの雇用通知書ももらいましたが、その時は何の説明もありませんでした。ところが、8月のお盆で一週間ほど郷里に帰省して18日に職場に出ると既に降任が採用されているではありませんか。車で云えば車両入れ替え、高齢者追い出し以外の何ものでもありません。こうした会社の不誠実な態度は許せません。

一般的に高齢者は裕福だといわれていますが、健康維持のためだけでなく、働かなければ生活できない人も多数います。私と一緒に解雇された69歳の同僚は清掃会社、マンション管理人など30数社応募しましたが、未だに働き口が見つかりません。厚労省がいくら叫んでも世の中は高齢者雇用に冷たいのです。

会社側への怨念、悔しさ、怒りを風化させることなく、自分自身を奮い起こし頑張るって行きたいと思っております。皆さんの物心両面での協力、ご支援のほどを切にお願い申し上げます。

原告 向山俊一（元・花見川支店）

私達、郵政の非正規社員は、入社以来、それぞれの部署で一生涯懸命に働いてきました。数年前の、郵政の小包部門の日通との統合時には、賃金の2分の1、3分の1の減額を了承するか解雇かの選択を迫られ、今回は入社時にはなかった就業規則への65歳定年制導入により全国で1万3000人の非正規社員が雇止めされました。

この雇止めにより生活が成り立たなくなったり、生活保護を考える非正規社員が多数生まれました。働く者がこのように会社の都合のみによって仕事を奪われることが許されて良いのでしょうか？

私達は、非正規社員の65歳雇止め制度に反対します。「非正規社員の『定年制』無効裁判」への皆様のご理解とご支援をお願いします。

原告 丹羽良子（元・佐野支店）

会社が65歳を超えた私たちを雇止めにするということは、到底納得できません。雇止めになれば私たちの生活は成り立ちません。

就業規則にあるといいますが、十分な説明もなく青天の霹靂でした。期間の定めがある非正規社員に年齢で雇止めをするのは事実上の定年制で全く不合理です。

意欲、体力、能力が十分にある労働者から働く機会を雇用者が奪うことは違法です。65歳以上に達したという理由だけで働く権利を否定されるのは全く許しがたいことです。「異議あり」と断固抗議します。

原告 大倉ひろ

（元・三鷹支店）